

固定資産税・都市計画税の課税誤りに関する対応について

1 概要

住宅用地特例の不適切な適用による固定資産税、都市計画税の課税誤りについては、多額の還付金が発生し、市民の市政に対する信頼を大きく失墜させる結果になりました。事案の重大性に鑑み、市政運営の最高責任者としての責めを負うため、市長及び副市長の給料を減額する「半田市特別職員の給与の特例に関する条例」を9月議会に上程します。

2 市長及び副市長の給料減額

半田市特別職員の給与に関する条例に規定する特別職員の給料を、1か月減額する(令和元年10月1日から1月間)。

(1) 市長

月額 1,061,000 円の 10/100 を減額して支給する。

<減額前> 1,061,000 円

<減額後> 954,900 円 (増減額△106,100 円)

(2) 副市長

月額 873,000 円の 5/100 を減額して支給する。

<減額前> 873,000 円

<減額後> 829,350 円 (増減額△43,650 円)

(問い合わせ先：半田市企画部人事課長 水野一男 電話 0569-84-0607)